

令和4年(2022年)8月10日

保健福祉事務所長

長野市保健所長 様

松本市保健所長

長野県健康福祉部長

(公印省略)

令和5年度医療施設等施設・設備整備事業の実施意向調査について(依頼)

標記補助事業を活用する医療施設等に係る整備計画について把握したいので、下記により、貴所管内の一般診療所及び歯科診療所の開設者(長野県厚生農業協同組合連合会グループ除く)への照会及び活用を希望する医療機関からの事業計画書等関係書類を取りまとめの上、提出をお願いします。

なお、病院に対しては医療政策課から、郡市医師会に対しては一般社団法人長野県医師会を通じて別途照会しています。

記

1 本調査の対象事業

補助金名等	対象事業及び提出書類
医療施設等整備費補助金	別紙2参照
医療提供体制施設整備補助金	別紙3参照
医療提供体制設備整備補助金	別紙4参照
医療施設の耐震診断に係る補助事業	別紙5参照

2 必要書類の提出方法

関係書類を取りまとめの上、医療政策課あて電子メール(kikaku-kanri@pref.nagano.lg.jp)または郵送により送付してください。

各種様式類の電子ファイルは、以下の県医療政策課ホームページに掲載しております。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/iryo/kenko/iryo/iryo/hojoyousiki.html>
ダウンロードしてご活用頂きますようお願いいたします。

3 提出期限

令和4年9月16日(金)必着

4 今後のスケジュール

いただいた要望は、次の工程を経て、事業化されることになります。

- (1) 内容の確認(要望の精査) }
(2) 県予算編成(要望の事業化) } ... 令和4年10月~令和5年2月

(3) 県予算案成立(事業の採択) … 令和5年3月ごろ

(4) 県内示(事業の着手) … 未定(※)

※国からの内示があつて初めて、県の内示が可能となりますが、国のスケジュールが示されていないため、時期は未定(例年秋頃)となっています。また、要望額に対して満額内示されない場合もあります。よつて、令和5年度途中で補助金額の調整等が生じる場合がありますので、ご了承ください。

なお、要望した事業が採択された場合は、次の点に留意する必要があります。

- ・ 県からの内示があるまで、事業に着手することができません。
- ・ 一般競争入札に付するなど、県の手続に準じて契約事務を行う必要があります。

5 その他

医療機関から問い合わせがあつた場合、以下の点にご留意いただくようお願いします。

- (1) 要望のあつた事業については、必ずしも補助事業として採択されるものではありません。
- (2) 今回募集する事業については、令和3年4月1日以降、補助金申請の際に書類への押印が不要となりました。

医療政策課 企画管理係 (課長)百瀬 秀樹 (担当)富澤 友輔 電 話 026-235-7145(直通) F A X 026-223-7106 Eメール kikaku-kanri@pref.nagano.lg.jp
